

令和6年度 掛川市債権管理コンサルタント業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月1日

掛川市

## 1 事業概要

### (1) 業務委託名

令和6年度 掛川市債権管理コンサルタント業務委託

### (2) 事業目的

掛川市総合計画では、戦略方針として「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」を創造し、市民一人ひとりが輝き、いつでも、誰でも、何回でも、「未来に向けてチャレンジできるまち」となることを目指し、対話を重視しながら柔軟な思考で一步先の未来を描きながら取り組みを推進することを示しています。

その実現には、持続可能な行政経営を目的に、市民ニーズや社会経済状況に対応し、既存事業の見直しや公共サービスの民間開放等を進め、将来の債務残高を削減するなど、健全で計画的な行財政改革を行うことが求められます。

そこで、本業務により、各部署が所管する債権の状況を把握するとともに、実情に見合った適正な債権管理の手法を構築し機能させることで、時代や社会の変化を的確に捉え、DXの活用等による既存業務の効率化、公共サービスの民間開放や広域化のほか、包括管理により把握した生活困窮者等に対し、福祉部門との連携により早期支援に繋げるなど、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」の具現化に向けた取り組みを開始することにしました。

### (3) 業務内容

「令和6年度 掛川市債権管理コンサルタント業務委託 仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月曜日）まで

## 2 委託上限額

2, 583, 000円（うち消費税及び地方消費税の額 234, 818円）

## 3 実施方法

公募型プロポーザル方式による。

## 4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和5・6年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者（物品製造等）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方税及び、地方自治法第240条に規定する債権について広い見識を持ち、適正な債権管理を行うための庁内組織マネジメントや情報連携マネジメントのほか、議会对応などの助言

ができる者であること。

- (4) 地方自治体において、令和4年4月1日から令和6年3月31日の間、債権管理・徴収業務を一元的に行うことを目的とした債権管理コンサルタント業務の受託実績があり、地方自治法・地方自治法施行令・国税徴収法・地方税法・民事訴訟法・民事執行法・民法など債権管理に関する法令の知見を有していること。
- (5) 令和6年4月1日(月曜日)から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## 5 選定の手順

### (1) スケジュール

項目	期間等
① プロポーザル実施要領等の公表	令和6年4月1日(月曜日)
② 質問の受付期限	令和6年4月8日(月曜日)午後5時まで
③ 質問への回答	令和6年4月12日(金曜日)午後5時まで
④ 企画提案等の受付期限	令和6年4月19日(金曜日)午後5時まで
⑤ プレゼンテーション(審査会)の実施	令和6年4月25日(木曜日)午後2時から
⑥ 審査結果の決定	令和6年4月30日(火曜日)
⑦ 契約締結	令和6年5月上旬(予定)

### (2) プロポーザル実施要領等の公表

掛川市ホームページにおいて、令和6年4月1日(月曜日)から掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

掛川市役所での配布や郵送は行わない。

### (3) 質問の受付

企画提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は以下のとおり受け付ける。

#### ① 提出期限

令和6年4月8日(月曜日)午後5時まで

#### ② 提出先

掛川市役所 総務部 納税課

#### ③ 提出方法

電子メールとする。なお、メール送信後、電話でメールの到着確認の連絡をすること。連絡先等は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照すること。

#### ④ 提出物

質問書(様式1)

(4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、掛川市ホームページで公表する。

回答日 令和6年4月8日（月曜日）午後5時

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、以下のとおり提出すること。

① 提出期限

令和6年4月19日（金曜日）午後5時まで

② 提出先

掛川市役所 総務部 納税課

③ 提出方法

郵送、持参いずれかの方法で提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで受け付ける。

郵送の場合は、書留郵便で上記提出期限必着のこと。

提出期限を過ぎた場合は受理しない。

提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は認めない。

提出先は、「7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先」参照

(6) 提出物

企画提案書 6部（正本1部 副本5部）※副本に氏名・名称を記載しないこと。

① 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
企画提案書関係	○参加事業者は、企画提案書を、次の項目により取りまとめること。 1 企画提案の全体コンセプト 2 業務内容 (1) 収入未済債権所管課実態調査について、実施方法及びスケジュール等を記載すること。 (2) 各債権所管課ヒアリングについて、実施方法及びスケジュール等を記載すること。 (3) 職員研修について、研修内容及びスケジュール等を記載すること。	様式2 (任意様式可)
実施体制	○本業務を受託した場合のロードマップ、債権管理コンサルタント受託実績等について記載すること。	様式3 (任意様式可)
見積書	○提案額及び積算内訳を記載すること。	様式4 (任意様式可)

② その他

令和6年4月19日（金曜日）の提出期限後、事務局は（7）④の評価項目等をもって書類審査を行い、書類審査結果について企画提案書提出者に電子メールで送信する。

(7) プレゼンテーション（審査会）の実施

① 日時

令和6年4月25日（木曜日）（時間は書類審査結果時に通知する。）

② 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所内（場所は書類審査結果時に通知する。）

③ 方法等

提出された企画提案書の内容を基に、債権管理コンサルタント業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「プロポーザル審査会」という。）において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。

ただし、受託候補者は全審査員が60点以上の評価をしていることを条件とする。

プレゼンテーションは、一提案につき15分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設ける。

参加者は1提案者につき2名以内とする。

④ 評価項目等

審査の評価項目等は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
全体コンセプト	・積極性 ・目的理解度	10
企画提案評価	・仕様充足度 ・情報訴求力 ・独創性 ・利便性 ・発展性	50
体制評価	・業務工程表 ・実施体制 ・過去の実績	10
見積書	・当該年度事業費	30
	合計	100

(8) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に、令和6年4月30日（火曜日）に電子メール及び郵送により通知する。

審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(9) 契約締結

プロポーザル審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。

協議が不調のときは、プロポーザル審査会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

契約締結日は、令和6年5月上旬を予定している。

契約保証金 免除

## 6 その他

### (1) 開示請求

契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

### (2) 企画提案書の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

### (3) 参加費用

プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (4) 著作権の取扱い

掛川市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

### (5) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを静岡県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること。その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決のために利用すること。

- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 7 書類の提出先窓口及び問い合わせ先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 総務部 納税課

担当 岡田、赤堀

電話 0537-21-1206 FAX 0537-21-1164

電子メール [syuuzei@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:syuuzei@city.kakegawa.shizuoka.jp)